

答 申 第 197 号

平成17年7月22日

千葉県教育委員会

委員長 伊 藤 潔 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年1月25日付け船橋第224号の2による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成16年11月4日付けで異議申立人から提起された平成16年9月3日付け船橋第137号の2で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成16年9月3日付船橋第137号の2で行った「平成15年度第2学年の学年会議録」（以下「本件文書」という。）の行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書において主張している理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 開示しない理由として「作成した事がないため」「保有していないため」となっているが、本当に存在していないのか。
- (2) 会議が開かれているはずであるが、「作成した事がないため」「保有していないため」という理由については納得できない。
- (3) 会議は、いつ、どういう頻度で開かれているのか。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 本件文書について

本件文書は、平成15年度第2学年の学年会議録である。

2 本件文書の不存在について

(1) 学年会議について

学年会議は、学年担当教員が会し、学習指導、生活指導、進路指導、学年行事、健康指導及びクラス編成など学校現場におけるあらゆる面について、問題点を協議又は報告等を受ける会議であり、年間おおよそ10数回開催されている。

(2) 本件文書の不存在について

学年会議は、上記(1)のとおり、学校現場におけるあらゆる事柄が議題

となり、その協議内容は多種多様である。

学年会議の運営は、担当者がその回に話し合われる協議事項等を箇条書きにしたレジュメを配布するなどして、会議の運営に便宜を図っているが、会議の内容については、出席者が、それぞれの立場から、連絡・報告事項及び問題点をノート等に控え、それぞれの手持ちの資料として作成しているが実態である。

このようなことから、学年会議の会議録は、行政文書として調製・保管をしてはいないものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のように判断する。

1 本件決定について

異議申立人は、実施機関に対し「2003年2学年次の学年会議全部の会議録」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

これに対し、実施機関は本件請求の対象となる行政文書を保有していないことを理由に本件決定を行った。

2 本件文書の不存在について

実施機関は、作成していないため存在しない旨説明しているため、以下検討する。

学年会議は、職員会議とは違い、その設置について、千葉県立高等学校管理規則に規定されたものではなく、また、会議録の作成も義務付けられていないことが認められる。

実施機関は、学年会議における運営の実態については、上記第3、2（2）のとおりであり、学年会議の会議録を調製・保管をしてはいないものである旨説明している。

この点に関し、学年会議における会議録の作成が義務付けられていない以上、結果として、実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、学年会議の会議録を保有していないと判断せざるを得ない。

さらに、本件文書を保有しているかどうかについて、再度実施機関に確認したが、対象となる文書の存在を認めることはできなかった。

よって、請求に係る文書は存在しないものと認められる。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、会議は、いつ、どういう頻度で開かれているのかを主張しているが、上記判断に直接関係するものではないことから、当審査会は判断しない。

4 結論

以上のおり、本件文書は存在しないものと認められるので、実施機関が不
存在を理由として行った不開示決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 1. 25	諮問書の受理
17. 3. 15	実施機関の理由説明書の受理
17. 4. 22	異議申立人の意見書の受理
17. 5. 27	審議 実施機関から不開示理由の聴取
17. 6. 24	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大友 道明	弁護士	
瀧上 信光	千葉商科大学教授	部会長職務 代理者
横山 清美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成17年6月24日現在)